

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇十一（略）		
十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九條第一項の規定に基づき営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九條第一項の規定に基づき営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	九千九百円
十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十條の二第一項、第	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十條の二第一項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の	一万三千元（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一〇十一（略）		
十二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九條第一項の規定に基づき営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第九條第一項の規定に基づき営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	一万円
十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十條の二第一項、第	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第十條の二第一項の規定に基づく特例風俗営業者の認定の	一万五千元（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

<p>三項及び第五項の規定に基づく特例風俗営業者の認定に関する事務</p>	<p>十四・十四の二</p>	<p>十四の三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務</p>
<p>申請に対する審査</p>	<p>2 (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>
<p>る法律第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円</p>		<p>次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千七百円を減じた金額）イ (略)</p>
<p>三項及び第五項の規定に基づく特例風俗営業者の認定に関する事務</p>	<p>十四・十四の二</p>	<p>十四の三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務</p>
<p>申請に対する審査</p>	<p>2 (略)</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>
<p>る法律第十条の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万千七百円</p>		<p>次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額）イ 三月以内の期間を限って営む風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十</p>

十六 消防法第十	十四の四～十五	
	1 (略)	口 (略)

十六 消防法第十	十四の四～十五	
	1 (略)	<p>二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元(同法第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万八百元)</p> <p>ロ その他の審査 二万四千元(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八百元)</p>

<p>一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</p>	<p>2 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 五十七万円</p> <p>ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査</p> <p>次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区</p>
<p>一条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</p>	<p>2 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 五十三万円</p> <p>ニ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査</p> <p>次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区</p>

分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 八十八万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百二十万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百五十二万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロ

分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 八十三万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百一十万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百十二万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百四十二万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロ

リットル以上二十
 万キロリットル未
 満の特定屋外タン
 ク貯蔵所 百七十
 八万円
 (6) 危険物の貯蔵最
 大数量が二十万キ
 ロリットル以上三
 十万キロリットル
 未満の特定屋外タ
 ンク貯蔵所 四百
 七万円
 (7) 危険物の貯蔵最
 大数量が三十万キ
 ロリットル以上四
 十万キロリットル
 未満の特定屋外タ
 ンク貯蔵所 五百
 三十四万円
 (8) 危険物の貯蔵最
 大数量が四十万キ
 ロリットル以上の
 特定屋外タンク貯
 蔵所 六百四十九
 万円
 ホ 浮き屋根式特定屋
 外タンク貯蔵所及び
 浮き蓋付特定屋外
 タンク貯蔵所の設置の
 許可の申請に係る審

リットル以上二十
 万キロリットル未
 満の特定屋外タン
 ク貯蔵所 百六十
 六万円
 (6) 危険物の貯蔵最
 大数量が二十万キ
 ロリットル以上三
 十万キロリットル
 未満の特定屋外タ
 ンク貯蔵所 三百
 八十八万円
 (7) 危険物の貯蔵最
 大数量が三十万キ
 ロリットル以上四
 十万キロリットル
 未満の特定屋外タ
 ンク貯蔵所 五百
 十万円
 (8) 危険物の貯蔵最
 大数量が四十万キ
 ロリットル以上の
 特定屋外タンク貯
 蔵所 六百二十九
 万円
 ホ 浮き屋根式特定屋
 外タンク貯蔵所及び
 浮き蓋付特定屋外
 タンク貯蔵所の設置の
 許可の申請に係る審

査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最
大数量が千キロリ
ットル以上五千キ
ロリットル未満の
浮き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所及
び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所
百十八万円

(2) 危険物の貯蔵最
大数量が五千キロ
リットル以上一万
キロリットル未満
の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所
百四十一万円

(3) 危険物の貯蔵最
大数量が一万キロ
リットル以上五万
キロリットル未満
の浮き屋根式特定

査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最
大数量が千キロリ
ットル以上五千キ
ロリットル未満の
浮き屋根式特定屋
外タンク貯蔵所及
び浮き蓋付特定屋
外タンク貯蔵所
百十三万円

(2) 危険物の貯蔵最
大数量が五千キロ
リットル以上一万
キロリットル未満
の浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵所
及び浮き蓋付特定
屋外タンク貯蔵所
百三十四万円

(3) 危険物の貯蔵最
大数量が一万キロ
リットル以上五万
キロリットル未満
の浮き屋根式特定

(4) 屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百五十八万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百九十四万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 二百二十六万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十萬キロリットル以上三十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

(4) 屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百五十万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百八十三万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 二百十四万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十萬キロリットル以上三十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

特定屋外タンク貯蔵所	四百五十五万円	(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	五百八十二万円	(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	七百七万円	〽 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キ
------------	---------	---	---------	--	-------	--	---------------------

特定屋外タンク貯蔵所	四百三十五万円	(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	五百五十七万円	(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	六百七十七万円	〽 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キ
------------	---------	---	---------	--	---------	--	---------------------

<p>十七〇十九 (略)</p> <p>二十 消防法第一 一条の二第一項 及び危険物の規 制に関する政令 第八条の二第七 項の規定に基づ く危険物の製造 所、貯蔵所又は 取扱所の完成検 査前検査に關す る事務</p>	<p>十七〇十九 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>1 消防法第十一条の二 第一項の規定に基づく 製造所、貯蔵所又は取 扱所の設置の許可に係 る完成検査前検査</p>	<p>イ・ロ (略)</p>	<p>ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所 五百九十三万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最 大数量が四十万キ ロリットル以上五 十万キロリットル 未満の屋外タンク 貯蔵所 七百四十 七万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最 大数量が五十万キ ロリットル以上の 屋外タンク貯蔵所 千九十万円</p>
<p>ハ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外 タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次 に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最 大数量が千キロリ ットル以上五千キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 四十二万円</p>	<p>イ・ロ (略)</p>	<p>ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所 五百七十五万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最 大数量が四十万キ ロリットル以上五 十万キロリットル 未満の屋外タンク 貯蔵所 七百二十 五万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最 大数量が五十万キ ロリットル以上の 屋外タンク貯蔵所 千七十万円</p>
<p>十七〇十九 (略)</p> <p>二十 消防法第一 一条の二第一項 及び危険物の規 制に関する政令 第八条の二第七 項の規定に基づ く危険物の製造 所、貯蔵所又は 取扱所の完成検 査前検査に關す る事務</p>	<p>十七〇十九 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>1 消防法第十一条の二 第一項の規定に基づく 製造所、貯蔵所又は取 扱所の設置の許可に係 る完成検査前検査</p>	<p>イ・ロ (略)</p>	<p>ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所 五百七十五万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最 大数量が四十万キ ロリットル以上五 十万キロリットル 未満の屋外タンク 貯蔵所 七百二十 五万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最 大数量が五十万キ ロリットル以上の 屋外タンク貯蔵所 千七十万円</p>
<p>ハ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外 タンク貯蔵所の区分 に応じ、それぞれ次 に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最 大数量が千キロリ ットル以上五千キ ロリットル未満の 特定屋外タンク貯 蔵所 四十一万円</p>	<p>イ・ロ (略)</p>	<p>ロリットル未満の 屋外タンク貯蔵所 五百七十五万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最 大数量が四十万キ ロリットル以上五 十万キロリットル 未満の屋外タンク 貯蔵所 七百二十 五万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最 大数量が五十万キ ロリットル以上の 屋外タンク貯蔵所 千七十万円</p>

(2)	危険物の貯蔵最 大数量が五千キロ リットル以上一万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所 五十六万 円	(3)	危険物の貯蔵最 大数量が一万キロ リットル以上五万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所 七十三万 円	(4)	危険物の貯蔵最 大数量が五万キロ リットル以上十万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所 九十六万 円	(5)	危険物の貯蔵最 大数量が十万キロ リットル以上二十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百九万 円	(6)	危険物の貯蔵最 大数量が二十万キ ロリットル以上 貯蔵所 百九万 円
-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

(2)	危険物の貯蔵最 大数量が五千キロ リットル以上一万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所 五十四万 円	(3)	危険物の貯蔵最 大数量が一万キロ リットル以上五万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所 七十万円	(4)	危険物の貯蔵最 大数量が五万キロ リットル以上十万 キロリットル未満 の特定屋外タンク 貯蔵所 九十二万 円	(5)	危険物の貯蔵最 大数量が十万キロ リットル以上二十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百四万 円	(6)	危険物の貯蔵最 大数量が二十万キ ロリットル以上 貯蔵所 百四万 円
-----	--	-----	---	-----	--	-----	--	-----	--

(2)	危険物の貯蔵最蔵所	五十三万円
(7)	危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	百六十六万円
(8)	危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	二百二十万円
ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
(1)	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	五十三万円

(2)	危険物の貯蔵最蔵所	四十九万円
(7)	危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	百六十六万円
(8)	危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	二百三万円
ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		
(1)	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	四十九万円

(6)	(5)	(4)	(3)
危険物の貯蔵最 大数量が二十万キ ロリットル以上三 八万円	危険物の貯蔵最 大数量が十万キ ロリットル以上二十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百七十 万円	危険物の貯蔵最 大数量が五万キ ロリットル以上十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百四十 万円	危険物の貯蔵最 大数量が一万キ ロリットル以上五 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 六十八 万円

(6)	(5)	(4)	(3)
危険物の貯蔵最 大数量が二十万キ ロリットル以上三 二万円	危険物の貯蔵最 大数量が十万キ ロリットル以上二十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百七十 万円	危険物の貯蔵最 大数量が五万キ ロリットル以上十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 百三十 万円	危険物の貯蔵最 大数量が一万キ ロリットル以上五 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所 六十三 万円

<p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五</p>	<p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所</p>	<p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>ホ 岩盤タンク検査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>
九百三十二万円	九百三十二万円	四十三万円	四百十九万円		三百

<p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五</p>	<p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所</p>	<p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所</p>	<p>ホ 岩盤タンク検査次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>
九百十万円	九百十万円	三十二万円	六万円		三百

二十二 消防法第十四条の三第一項及び第二項の	消防法第十四条の三第一項又は第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵	5 (略)	4 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	3 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	2 (略)	1 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	2 (略)	二十 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三並びに危険物の規制に関する政令第三十四条及び第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務	二十 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三並びに危険物の規制に関する政令第三十四条及び第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務	十萬キロリットル未滿の屋外タンク貯蔵所 千二百六十萬円	(3) 危険物の貯蔵最大數量が五十萬キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千七百三十萬円
										イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵	イ 甲種危険物取扱者試験 六千五百円 ロ 乙種危険物取扱者試験 四千五百円 ハ 丙種危険物取扱者試験 三千六百円

二十二 消防法第十四条の三第一項及び第二項の	消防法第十四条の三第一項又は第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵	5 (略)	4 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	3 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	2 (略)	1 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	2 (略)	二十 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三並びに危険物の規制に関する政令第三十四条及び第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務	二十 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三並びに危険物の規制に関する政令第三十四条及び第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務	十萬キロリットル未滿の屋外タンク貯蔵所 千二百四十萬円	(3) 危険物の貯蔵最大數量が五十萬キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千七百萬円
										イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵	イ 甲種危険物取扱者試験 五千円 ロ 乙種危険物取扱者試験 三千四百円 ハ 丙種危険物取扱者試験 二千七百円

<p>規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する事務</p>	<p>所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>
---	--------------------------

<p>所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十六万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十五万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満</p>	<p>所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十六万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十五万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満</p>
--	--

<p>規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する事務</p>	<p>所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>
---	--------------------------

<p>所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十一万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十三万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十二万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満</p>	<p>所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十一万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十三万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十二万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満</p>
--	--

の特定屋外タンク 貯蔵所	百二万円
(5) 危険物の貯蔵最 大数量が十万キロ リットル以上二十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所	百三十 万円
(6) 危険物の貯蔵最 大数量が二十万キ ロリットル以上三 十万キロリットル 未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	三百 十五万円
(7) 危険物の貯蔵最 大数量が三十万キ ロリットル以上四 十万キロリットル 未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	三百 八十七万円
(8) 危険物の貯蔵最 大数量が四十万キ ロリットル以上の 特定屋外タンク貯 蔵所	四百四十六 万円

の特定屋外タンク 貯蔵所	九十六万 円
(5) 危険物の貯蔵最 大数量が十万キロ リットル以上二十 万キロリットル未 満の特定屋外タン ク貯蔵所	百二十 一万円
(6) 危険物の貯蔵最 大数量が二十万キ ロリットル以上三 十万キロリットル 未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	二百 九十五万円
(7) 危険物の貯蔵最 大数量が三十万キ ロリットル以上四 十万キロリットル 未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	三百 六十二万円
(8) 危険物の貯蔵最 大数量が四十万キ ロリットル以上の 特定屋外タンク貯 蔵所	四百十七万 円

<p>二十三 消防法第十七条の七第一</p>	<p>1 消防法第十七条の七 第一項の規定に基づく</p>	<p>ハ (略) 二千九百円</p> <p>ロ 岩盤タンクに係る 特定屋外タンク貯蔵 所の保安に関する検 査 次に掲げる特定 屋外タンク貯蔵所の 区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最 大数量が千キロリ ットル以上四十万 キロリットル未滿 の特定屋外タンク 貯蔵所 二百六十 九万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最 大数量が四十万キ ロリットル以上五 十万キロリットル 未滿の特定屋外タ ンク貯蔵所 三百 二十万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最 大数量が五十万キ ロリットル以上の 特定屋外タンク貯 蔵所 四百八十三 万円</p>
<p>二十三 消防法第十七条の七第一</p>	<p>1 消防法第十七条の七 第一項の規定に基づく</p>	<p>ハ (略) 二千八百円</p> <p>ロ 岩盤タンクに係る 特定屋外タンク貯蔵 所の保安に関する検 査 次に掲げる特定 屋外タンク貯蔵所の 区分に応じ、それぞ れ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最 大数量が千キロリ ットル以上四十万 キロリットル未滿 の特定屋外タンク 貯蔵所 二百六十 六万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最 大数量が四十万キ ロリットル以上五 十万キロリットル 未滿の特定屋外タ ンク貯蔵所 三百 十九万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最 大数量が五十万キ ロリットル以上の 特定屋外タンク貯 蔵所 四百七十九 万円</p>

<p>項、第十七条の八第三項及び第十七条の十並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五及び第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士に関する事務</p>	<p>2 (略)</p>	<p>3 消防法施行令第三十条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付</p>	<p>千九百円</p>
	<p>4 消防法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施</p>	<p>イ 甲種消防設備士試験 五千七百元 ロ 乙種消防設備士試験 三千八百円</p>	<p>5 (略)</p>
<p>二十四～三十三 (略)</p>	<p>三十四 火薬類取締法第十九条第一項の規定に基づく運搬証明書の交付に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第十九条第一項の規定に基づく運搬証明書の交付</p>	<p>二千二百円</p>
<p>三十五～三十七の二 (略)</p>	<p>三十八 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項並びに第八条第一項及び第四項の規定に基づく質屋営業の許可又は同法第四条第一項及び</p>	<p>1 質屋営業法第二条第一項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万二千元</p>
	<p>2～5 (略)</p>		

<p>項、第十七条の八第三項及び第十七条の十並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五及び第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士に関する事務</p>	<p>2 (略)</p>	<p>3 消防法施行令第三十条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付</p>	<p>千八百円</p>
	<p>4 消防法第十七条の八第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施</p>	<p>イ 甲種消防設備士試験 五千元 ロ 乙種消防設備士試験 三千四百円</p>	<p>5 (略)</p>
<p>二十四～三十三 (略)</p>	<p>三十四 火薬類取締法第十九条第一項の規定に基づく運搬証明書の交付に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第十九条第一項の規定に基づく運搬証明書の交付</p>	<p>二千四百円</p>
<p>三十五～三十七の二 (略)</p>	<p>三十八 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）第二条第一項並びに第八条第一項及び第四項の規定に基づく質屋営業の許可又は同法第四条第一項及び</p>	<p>1 質屋営業法第二条第一項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万五千元</p>
	<p>2～5 (略)</p>		

<p>第八条第二項の規定に基づく営業内容の変更に 関する事務</p>	<p>三十九 建築士法 (昭和二十五年 法律第二百二号) 第四条第二項 、第五条第一項 及び第二項並び に第十三条の規 定に基づく二級 建築士又は木造 建築士の免許に 関する事務</p>	<p>1 建築士法第四条第二項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 2 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施</p>	<p>一万九千二百円 一万七千七百円</p>	<p>四十九 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項並びに第四十五条第一項及び第二項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査</p>	<p>四十九 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査</p>	<p>イ (略) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(イに規定する容器を除く。) に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (3) (略) (4) 内容積一リットル以上五リットル</p>
--	--	--	----------------------------	---	---	--

<p>第八条第二項の規定に基づく営業内容の変更に 関する事務</p>	<p>三十九 建築士法 (昭和二十五年 法律第二百二号) 第四条第二項 、第五条第一項 及び第二項並び に第十三条の規 定に基づく二級 建築士又は木造 建築士の免許に 関する事務</p>	<p>1 建築士法第四条第二項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 2 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施</p>	<p>一万八千円 一万六千九百円</p>	<p>四十九 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項並びに第四十五条第一項及び第二項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査</p>	<p>四十九 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査又は同令第十八条第二項第四号の規定に基づく同法第四十九条第一項に規定する容器再検査</p>	<p>イ (略) 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(イに規定する容器を除く。) に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (3) (略) (4) 内容積一リットル以上五リットル</p>
--	--	--	--------------------------	---	---	--

第一項、第三項及び第四項に規定する容器再検査に関する事務

未満の容器 一個につき百六十円

(5) (略)

ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る

容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 内容積三十リットル以上の容器

一個につき二百十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた金額

(2) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき二百十円

(3) (略)

(4) (略)

ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める

第一項、第三項及び第四項に規定する容器再検査に関する事務

未満の容器 一個につき百八十円

(5) (略)

ハ 高強度鋼容器（イ又はロに規定する容器を除く。）に係る

容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 内容積三十リットル以上の容器

一個につき二百二十円に十リットル又は十リットルに満たない端数を増すごとに四円を加えた金額

(2) 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき二百二十円

(3) (略)

(4) (略)

ニ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める

六十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九号、第九項及び第十項の規定に基づく運搬証明書に関する事務	五十五〜六十四 (略)	1 (略)	金額 (1) (略) (6) (略) (7) 内容積一リットル未満の容器一個につき八十円
	六十六 銃砲刀剣類所持等縮法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項、第四条の四第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第七条の三第二項の規定に基づく銃砲又は刀	2 銃砲刀剣類所持等取縮法（昭和三十三年法律第六号）第一条に基つて国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	3 (略)
	1 (略)	三千九百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取縮法第六条第一項の規定に基つて許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、千八百円）	

六十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九号、第九項及び第十項の規定に基づく運搬証明書に関する事務	五十五〜六十四 (略)	1 (略)	金額 (1) (略) (6) (略) (7) 内容積一リットル未満の容器一個につき九十円
	六十六 銃砲刀剣類所持等縮法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項、第四条の四第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第七条の三第二項の規定に基づく銃砲又は刀	2 銃砲刀剣類所持等取縮法（昭和三十三年法律第六号）第一条に基つて国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	3 (略)
	1 (略)	三千九百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取縮法第六条第一項の規定に基つて許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、千六百円）	

八十八 砂利採取	八十五～八十七 (略)	八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第三項において準用する同法第三十七條の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設置の変更の許可に関する事務	七十三～八十三 (略)	八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第三項において準用する同法第三十七條の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設置の変更の許可に関する事務	六十六の二～七十二の二 (略)	七十二の三 道路 (略)	五 道路交法第五十一條の十三第一項の規定に基づく駐車監視員に関する事務	三 (略)	四 銃砲刀剣類所持等取締法第七條第二項の規定に基づく許可証の再交付	千九百円
					五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)
1 砂利採取法第十六條										三万三千九百円

八十八 砂利採取	八十五～八十七 (略)	八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第三項において準用する同法第三十七條の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設置の変更の許可に関する事務	七十三～八十三 (略)	八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第三項において準用する同法第三十七條の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設置の変更の許可に関する事務	六十六の二～七十二の二 (略)	七十二の三 道路 (略)	五 道路交法第五十一條の十三第一項の規定に基づく駐車監視員に関する事務	三 (略)	四 銃砲刀剣類所持等取締法第七條第二項の規定に基づく許可証の再交付	二千二百円
					五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)
1 砂利採取法第十六條										三万七千七百円

<p>九十三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条の七第一項の規定に基づくと二以上の事業者による</p>	<p>八十九〜九十二 九十三 電気工業の業務の適正化に関する法律 第十六条の規定に基づく登録電気事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に関する事務</p>	<p>法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画に関する事務（河川管理者として行うものに限る。）</p>
<p>の事業者による</p>	<p>九十三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）</p> <p>2 砂利採取法第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）</p>
<p>十四万七千円</p>	<p>1・2 (略)</p>	<p>一万五千円</p>

<p>(新設)</p>	<p>八十九〜九十二 九十三 電気工業の業務の適正化に関する法律 第十六条の規定に基づく登録電気事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に関する事務</p>	<p>法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条及び第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画に関する事務（河川管理者として行うものに限る。）</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）</p> <p>2 砂利採取法第二十条第一項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）</p>
<p>(新設)</p>	<p>1・2 (略)</p>	<p>一万七千円</p>

百二 警備業法第 九十五〜百一	九十四 廃棄物の 処理及び清掃に 関する法律第十 四条第一項、第 二項、第六項及 び第七項の規定 に基づく産業廃 棄物処理業の許 可に関する事務	九十三の三 廃棄 物の処理及び清 掃に関する法律 第十二条の七第 七項の規定に基 づく二以上の事 業者による産業 廃棄物の処理に 係る特例の認定 に係る事項の変 更の認定に関す る事務	産業廃棄物の処 理に係る特例の 認定に関する事 務	九十三の三 廃棄 物の処理及び清 掃に関する法律 第十二条の七第 七項の規定に基 づく二以上の事 業者による産業 廃棄物の処理に 係る特例の認定 に係る事項の変 更の認定に係る 事項の審査	十三万四千円
			1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)

百二 警備業法第 九十五〜百一	九十四 廃棄物の 処理及び清掃に 関する法律(昭 和四十五年法律 第三百三十七号) 第十四条第一項 、第二項、第六 項及び第七項の 規定に基づく産 業廃棄物処理業 の許可に関する 事務	九十四 廃棄物の 処理及び清掃に 関する法律(昭 和四十五年法律 第三百三十七号) 第十四条第一項 、第二項、第六 項及び第七項の 規定に基づく産 業廃棄物処理業 の許可に関する 事務	(新設)	(新設)	(新設)
			1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)

備考 一・二二 (略)	百六の二・百六の三 (略) 百六の四 使用済自動車等の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可に関する事務	使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	六万七千円
	百九 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)第四条第三項の規定に基づく書面の交付に関する事務	1 (略) 2 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付	千六百円
	3 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	千百円	

備考 一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律(これに基づく政令を含む。)又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定め	百六の二・百六の三 (略) 百六の四 使用済自動車等の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可に関する事務	使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	七万五千元
	百九 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)第四条第三項の規定に基づく書面の交付に関する事務	1 (略) 2 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付	千五百円
	3 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	千円	

のあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。